

秋田市河辺総合福祉交流センター空調設備用プロパンガス使用等仕様書

1 件 名 空調設備用プロパンガス使用等

2 設置場所 秋田市河辺北野田高屋字上前田表 6 6 番地 1

3 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 供給設備 9 8 5 k g 型 L P ガスバルク貯槽 2 台

5 規 格 等

(1) 品 名 プロパンガス (J I S 規格 1 種 1 号)

(2) 性 状

エタン	C_2H_6	1 . 2	液密度 (1 5 ℃) $g / c m^3$	0 . 5 0 8
エチレン	C_2H_4			
プロパン	C_3H_8	9 6 . 0	蒸気圧 (4 0 ℃) MPa	1 . 2 9
イソブタン	iC_4H_{10}	1 . 8	硫黄分 $wtpm$	7
ノルマルブタン	nC_4H_{10}	1 . 0	総発熱量 kJ / Nm^3	9 9 . 5 6 0

(3) 使用見込み数量 2 , 6 3 6 m^3 / 年

6 最小発注単位 1 m^3

7 保安管理方法

(1) 供給事業者 (以下、「事業者」という。) は、バルク貯槽にマイコンメーター (E B 型相当) を登載し、プロパンガスの残量管理および保安業務を行うものとする。

(2) マイコンメーターは供給事業者の貸与とし、(1) の運用に要する手続きおよび費用は、事業者の負担とする。

8 精算方法

(1) 各月のガス料金の精算方法は、使用したガス使用量に 1 m^3 当たりのガス料金単価を乗じて得た額とする。 (体積販売方式)

(2) 使用量の単位は m^3 とし、小数点第 2 位以下は切り捨てるものとする。

9 特記事項

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律および同法に係る政省令ならびに関係法令を遵守するものとする。
- (2) 事業者はガスに関する法令に規定する許可、登録を受けている者であること。
- (3) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量あたりの単価契約とする。また、当該最小発注数量あたりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。なお、基本料金、プロパンガスの残量管理、保安業務および配送等、他の経費が必要な場合は、全て換算して 1 m³あたりの単価に含めること。
- (4) 事業者は毎月マイコンメーターの読み取りによる検針を行い、その使用量に契約単価を乗じて得た額を秋田市に請求するものとする。
- (5) 秋田市は契約事業者から適法な支払請求書を受け取った日から 30 日以内に、秋田市が契約事業者へ代金を支払うこととする。
- (6) 事業者は、毎月、価格の推移に関する資料を提出し、これを元に市場価格に 20% 前後のガス単価の変動があった場合は、秋田市と事業者が協議のうえ、単価の変更契約を行うことができるものとする。
- (7) 契約終了後におけるプロパンガス残量分については、事業者と次回の契約をした事業者との間で協議するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項又は仕様に疑義が生じた事項については、秋田市と事業者が協議のうえ定めるものとする。